

## 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取り締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借り入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化している。こうした背景には、貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年15～20%）を上回るが、出資法の上限（年29.2%、日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。こうした中、先般、最高裁判所は、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成19年1月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早く解消すべきである。

よって、日高川町議会は、国会及び政府に対し、法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

### 記

1. 出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げる  
こと。
2. 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
3. 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止  
すること

（意見書提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣

3件の意見書を採択して  
各関係機関に提出しました。



## 教育基本法「改正」法案の慎重審議を求める意見書

教育基本法は、戦後さまざまな問題をかかえながらも、国民並びに教育行政はその理念を実現すべく不断の努力を積み重ねてきた。

平成15年3月の中教審答申をうけて、教育基本法「改正」法案が、去る4月28日先の通常国会に提出され、継続審議となった。政府は、法案を次の臨時国会で成立させようとしている。しかし戦後60年にわたって、日本の教育の支柱を成してきた法律の改定を行うためには、十分な国民的議論がつくされているとはいえず、広く国民に問いかけ時間をかけて審議をつくすべきである。

よって、政府におかれては、教育基本法の改定を急がず、十分審議されることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（意見書提出先）

内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長

## 集配局の廃止再編計画に反対する意見書

日本郵政公社は、2007年10月の完全民営化を前に、来年3月までに1048の集配局を無集配局とする再編合理化を行うとし、早い局では今年9月から実施している。無集配局とされる1048の大半は、離島や中山間地、過疎地の郵便局であり、地域住民の日常生活に必要な郵便物の集配や金融サービスなど生活基盤サービスを提供するにとどまらず、安心安全なまちづくりに貢献するとともに、地域住民の交流の場としても活用されている。地域から若者が減少し、高齢化が急速に進むもとの、地域の郵便局の存在は益々重要となっている。

採算性のみを重視したこの合理化計画が実施されると、郵便物の配達にとどまらず、貯金や保険、「ひまわりサービス」など現在の郵便局サービスが低下することとなり、住民の不安が高まっている。また、郵便局機能の縮小は、地域経済に与える打撃は極めて大きく地域の過疎化は勿論、地域破壊につながることも懸念される。

このような地域の実情と住民の声を無視した無計画で唐突な統廃合計画は、非現実的、非合理的であり、真の行政改革に逆行するものである。また、「民営化すればサービスが良くなる」「サービスは低下させない」などの国会答弁に反するものであり、到底認めることはできない。

よって、政府においては、地域住民の合意と納得を得ないもとの集配局廃止が行われることのないよう、以下の事項の実現に特段の努力を求めるものである。

### 記

1. 地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと。
  2. 離島や僻地、中山間地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(意見書提出先)

内閣総理大臣、総務大臣

### 9月19日から集配業務が廃止された郵便局



丹生郵便局



藤井郵便局